

大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための 応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告（骨子案）

I はじめに

II 熊本地震における成果と課題

1 熊本地震における成果

- (1) 応援職員の確保状況
- (2) 東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正
- (3) 「対口支援方式」とそれを補完する全国スキームによる対応

2 熊本地震における課題

- (1) 応援職員の派遣スキームの運営に関する課題
- (2) 被災市町村におけるマネジメント機能の低下に関する課題

III 「被災市区町村応援職員確保システム」の構築

1 趣旨

2 「被災市区町村応援職員確保システム」の基本的な考え方

- (1) 従来どおり各地方公共団体の自主的な応援職員の派遣を基本とすること
- (2) 被災市区町村ごとに対口支援方式による支援を実施すること
- (3) 対口支援方式による対応を基礎とし、不足する場合に全国スキームで補完する二段階の体制とすること
- (4) 「都道府県と区域内市区町村による一体的な支援」を原則とすること

3 「被災市区町村応援職員確保システム」の具体的な仕組み

- (1) 対口支援団体の決定と対口支援の実施
- (2) 情報連絡等に関する対口支援団体に対する支援体制
- (3) 全国スキームによる応援職員の派遣と地方公共団体の全国的連合組織の役割
- (4) 総務省の役割
- (5) その他留意すべき事項

IV 「災害マネジメント総括支援員」制度の構築

1 趣旨

2 「災害マネジメント総括支援員」制度の基本的な考え方

- (1) 「災害マネジメント総括支援員」の役割
- (2) 「災害マネジメント総括支援員」に求められる資質
- (3) 「災害マネジメント総括支援員」は総務省への登録制とすること
- (4) 「災害マネジメント総括支援員」は対口支援団体からの派遣を基本とすること

V おわりに

補論1 東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法の改正

- (1) 経緯
- (2) 災害対策基本法の改正（第一弾）
- (3) 災害対策基本法の改正（第二弾）

補論2 熊本地震における各地方公共団体の取組

- (1) 大分県（職員派遣に係る事前準備の重要性）
- (2) 東京都（災害マネジメント支援）
- (3) 仙台市（災害マネジメント支援）
- (4) 静岡県（区域内市町との一体的支援）
- (5) 兵庫県（区域内市町との一体的支援）